

平成 2020 年 10 月 14 日開催

理 事 会 議 事 録

日 時 2020 年 10 月 14 日
場 所 学校法人 東京国際フランス学園

理事定数 12 名

出席理事 9 名

ーオリヴィエ・プロシェ（仏在外教育庁長官、リモート参加）
ージル・アルモスニノ（仏在外教育庁アジア圏代表）
ーステファン・マルタン（仏大使館文化参事官）
ーローラン・ヴァインベルグ（法人事務局長、学校長）
ークロード・ウレン（法人総務部長、総務・経理部長）
ーエリック・アラン（保護者代表）
ーピエールフランソワ・ヴィルキャン（保護者代表）
ーグザビエ・ダロ（教職員代表）
ーアルメル・カイエール（仏商工会議所会頭）

欠席理事 3 名
ーローラン・ピック（仏大使）
ーカトリーヌ・ウンサモン（仏大使館文化副参事官マルタン氏に投票権を委任）
ーマリーエレーヌ・テルニ（仏大使館領事）

出席監事 2 名
ーウイリアム・ファールブル
ー谷 真人

出席オブザーバー
ージャンバティスト・ルセック（フランス大使館公使）
ーフランソワ・ルーセル（在日フランス人選挙区選出議員）
ーマクサンス・ロバン（仏大使館フランス語交流担当）
ーマリー・ドイアンベール（中・高等科校長）
ージル・サンセバスチャン（幼児・初等科校長）
ーティエリー・コンシニー（在日フランス人選挙区選出議員）
ーエヴリーヌ・ダヴネ-犬塚（在日フランス人選挙区選出議員）
ーピエールアンリ・ハントソン（教職員）

18 時 10 分開会。

中・高等教育科校長ドイアンベール氏が書記に任命される。

保護者代表ヴィルキャン氏が副書記に任命される。

仏在外教育庁長官は今回もまた東京に来ることができなかったことを残念に思うと述べ、新理事・監事に挨拶をする。

新理事：

- ピエール・コリオ氏の後任としてステファン・マルタン氏がフランス大使館文化参事官として2020年9月1日より理事に就任
- ルネ・カラズ氏の後任としてエリック・アラン氏が保護者代表として2020年9月1日より理事に就任
- ローラン・ピック大使の後任として、フィリップ・セトン氏（次期フランス大使）が2020年10月中に大使に就任予定。その就任日をもって理事に就任することとなる（予定就任日：10月23日）。

新監事：

- ジョジアン・リニョー氏の後任として、ウィリアム・ファーブル氏（仏大使館会計官）が2020年9月1日より監事職に就任（復帰）。

日本人監事の谷氏もリモート参加となり、総務の角谷が通訳を担当する。

仏在外教育庁長官は、在外教育学校における新学期の状況について総括する。

この新学期は、緊急対策プラン実施の影響を受けたものとなったが、10月15日開催の仏在外教育庁理事会では、このプランの第二段階の概要が示される予定である。参考までに、この緊急対策プランから、フランス国籍生徒の奨学金として5000万ユーロ、財政難にある外国籍家庭に5000万ユーロ、パートナー校及び協定校への資金前払いとして5000万ユーロ（うちすでに2500万ユーロが支払われた）が割り当てられた。

生徒数に関していえば、その減少は無視できないものがあるが（3000名減）、危惧していたよりも少なかった。なぜなら生徒8000名が減少した分は、新規に認可を受け仏在外教育庁管轄校になった学校の生徒5000名によって補填されたからである。管轄校のうち、40%は安定しているか生徒数増加の傾向にあるが、60%は減少傾向にあり、そのうちの3分の1が生徒数の5%を失った。よって警戒を強める必要がある。

9月は、管轄校の半数が対面授業を行い、3分の1は遠隔授業となった（その他は混合授業）。現時点では、62%の学校が対面授業を実施しており、22%が遠隔授業となっている（その他は混合授業）。緊急対策プランの第二段階としては、管轄校への補助金を予定している（管轄校532校に1500万ユーロ）が、これは新型コロナウイルス感染症の関連支出に充当される（衛生備品や特に情報処理関連設備等）。また追加の補助金支払が生徒の5%以上を失った学校に予定されている。

生徒の減少は特にフランス人駐在員家庭に多くみられたが、現地国籍の生徒数は増加をみた。またこれらの生徒数の減少は特に幼児科と初等科で顕著であった。中・高等科ではどの学校でも増加がみられた。

ジャンバティスト・ルセック公使は、新フランス大使のフィリップ・セトン氏は10月中に赴任の予定であると述べる。日本では、定期的な入国規制の緩和が始まっており、フランス人在留者は8月28日より日本を出国してまた戻ってくることができるようになっている。また長期滞在ビザは再び発給されるようになった。これにより、生徒数も増加してくることが期待される。

新文化参事官のステファン・マルタン氏は理事会に参加できて嬉しいと述べる。

仏在外教育庁アジア圏代表のジル・アルモスニノ氏は、アジア圏の生徒数について詳細を報告する。すなわち、4.7%に当たる約1000名の生徒が減少し、そのうちの3分の2はフランス国籍の生徒で、駐在員保護者の帰国に伴ったものであると説明する。

最後に仏在外教育庁長官が、いくつかの学校は一時的に閉校となり、自宅継続学習に移行したと説明する。再活性化と順応力が重要であり、衛生対策については手を緩めないよう呼びかける。生徒とその家族及び職員の安全が最優先されるべきであり、対策については皆の合意を得て、教育モデルをアレンジすることが必要となってくる。現状に合った調整を行うために、必要なだけ協議を重ねていく必要がある。東京ではそれがよく行われていたと締めくくる。

1. 議事日程の承認：

議事日程は全会一致で承認される。

1. 2020年6月4日開催理事会の議事録の承認：

議事録は全会一致で承認される。

2. 評議員の変更：

新評議員を任命する。

- ローラン・ピック氏の後任として、フランス大使のフィリップ・セトン氏が選任される。
- ピエール・コリオ氏の後任として、仏大使館文化参事官のステファン・マルタン氏が選任される。
- ネルソン・ダコスタ氏の後任として、仏大使館副領事のマリカ・ペリウ氏が選任される。
- クリステル・ダヴィエ氏の後任として、仏大使館総務部長のクリスティヌ・シモン氏が選任される。
- ルネ・カラズ氏の後任として、エリック・アラン氏が保護者代表として選任される。
- 10月13日の教職員選挙を経て、アレクサンドル・デュボス氏が教職員代表として選任される。

校長は、教職員代表として今回選任されていない職員カテゴリーに関する評議員会細則について明確にしたい点があると述べる。すなわち、この細則では教職員代表評議員の選任に関し、慣習として選任されてきた3つの職員カテゴリー（幼児・初等科教員、中・高等科教員、事務・技能職員）ではなく、“生徒監督官”（曖昧な名称であるが）を含めた4つの職員カテゴリーがあると記載されている。

校長はこれを“幼児・初等科/中・高等科生徒監督官”と明示することを提案。

三つの評議員職のうち、すでに一つに幼児・初等科教員が選任されている。また理事会では教職員代表として中・高等科教員が理事に選任されているため、残りの二つの評議員ポストは生徒監督官と事務・技能職員カテゴリーから任命されなくてはならなかった。ただ生徒監督官カテゴリーからの立候補者がおらず、幼児・初等科教員の立候補者しかいなかったため、校長はこれを無効とした。校長は理事会の意見を要請する。すなわち、細則を無視するか（件の幼児・初等科教員はこの規則は今まで適用されていなかったと述べた）、これを遵守するかということである。

校長は、この件はリセにとって取扱いに慎重さを要する問題であるとして、細則が適用されるべきであると明言する。

協議の後、理事会は、評議員職務の権限と招集の頻度に鑑みて大きな影響はないとして、今年に関してはこの評議員ポストを空席とすることで承認する。保護者代表と教職員代表もこの選択に賛同する。

3. 新職員の承認：

仏在外教育庁長官は、仏大使館の尽力と人事部職員の的確な補佐を受けたクロード・ウレン氏の迅速な対応により、フランスから到着した9名の新職員（教員8名、幼児科アシスタント1名）が8月に日本に入学することができたと称賛の言葉を贈る。

14日間の自主隔離を行った後、9月1日の新学期準備日には皆が出勤した。

同様に、フランスに帰国した仏大使館関連教員も、遅れずに東京に戻り、9月1日は出勤した。

よって、二人の幼児・初等科英語教員を除いて（日本在住で8月に雇用されたが、就労許可を申請中であった）、新学期にはすべての教職員が揃った。

仏在外教育庁長官は、このような特殊な状況に適応してくれた教員に対しても感謝の言葉を述べる。

新教員リストが提出され、全会一致で承認される。

4. 新学期総括：

4.1 学校衛生マニュアル

学校衛生マニュアルは、日本の監督署が出した最新の推奨事項に従って、8月17日（月）より本校役員によって準備された。東京の夏の感染症再拡大が8月末には緩やかとなってきたため、いくらか調整を加えることによって、全面的な対面授業を新学期に実現することができた。

この衛生マニュアルは8月21日に教職員に配布され、同日の衛生・安全・労働環境委員会（リモート会議）で協議された。その後最終版が8月25日の初等科学校管理評議会及び学校運営評議会で問題なく承認された。8月26日には保護者にこの新学期衛生マニュアルが配布され、大きな安堵をもって受け入れられた。

何人かの保護者は、より厳格な対策またはより柔軟な対策をそれぞれ強く主張した。

7月に発表されたマニュアル策定グループは、9月16日に集合し、状況から判断してマニュアルの緩和を提案した。この緩和事項は9月23日から実施に移され、10月1日の学校運営評議会で承認を受けた。

この検討グループは11月3日に再度集まることになっている。

校長としては、たとえ実施された衛生マニュアルが教育プログラムを制限しかねないものであったとしても、各自が感じている不安や疲労感に対しバランスの取れたものにしようとした結果であると再度言及する。校長は、依然として状況を警戒することが肝要であるとして、この対策措置が早々に放棄されないよう願っていると述べる。

本日の時点では、教職員で欠勤している者はおらず、閉鎖となったクラスもない。

保護者代表から、閉鎖を決めた他の管轄校からどのような教訓を得たかという質問が出る。長官は、状況がそれぞれ異なっていたことを挙げながら、大半が現地監督署の要請であったと述べる。

校長は、潜在的な過失等を追及するよりも、職員・生徒・保護者全員の責任感こそが重要であると改めて述べる。加えて、感染者が出た場合は、学校ではなく日本の監督署が閉鎖等を決定することになるが、この件については仏大使館とももちろん密に連携をとっていくと述べる。

公使はこの取り組み方を確証する。すなわち現地保健所が主要な役割を担っており、可能であれば感染源を突き止め（常にできるとは限らない）、濃厚接触者を確定し（もし感染予防措置が取られていた場合は、濃厚接触者とはならない可能性もある）、最終的にとるべき措置を決定する。

4.2 生徒実員数と予定生徒数

校長は、新学期に入学予定であったが、まだ到着していない生徒が70～80名ほどいると報告する。

夏の間、これらの入学予定生徒数は、キャンセルや遅延などによって変動した。しかし、外国人の日本入国が部分的に始まったことから、30～40家族から1月までには日本に到着する旨の連絡を受け取った。

予定生徒数は2019年新学期と同程度であったことから、春に予測されていた増加数を下回ることとなった。とはいえ生徒数の停滞は、生徒数が再び増加する前の一時的なものかもしれない。

校長はまた、未入学生徒はすべての学年にわたっており、その影響は穏やかなものであったと説明する。

つまりクラスを閉める必要もなく、進級も通常通り行われたため、現在の学校計画の見通し等を検討し直すことはない。

4.3 2020年-2021年度予算執行状況（9月30日時点）

予算状況についていくつかの数字が提示される。

幼児科授業料減免（30%）：2000万円

2020年-2021年度授業料値上げ（1.8%）の中止：3000万円

70名の未入学生徒に係る1学期授業料の損失：3500万円

4月から8月までの独立会計部門の支出総額：7500万円

現時点での推測赤字：1億6400万円（運営日23日分に相当＝130万ユーロ）

運営資金は、現在80運営日をわずかに下回った。しかし不動産計画に充てられた積立資金の見直しは行わず、積立額の変更はない。これにより工事費用の調達が可能となる（次項参照）。

夏の間に学費の未払いが減り、分割払いも含め徐々に支払いが行われている。依然として10家族が昨年度3学期の授業料全額払いを原則として拒んでいる（とはいえ、そのうち何名かは本年度1学期分の授業料を支払った）。これらの未払い額は510万円に上る。

長官は、他の保護者に対しても、また学校側の寛大な行為を考慮しても、このやり方は容認できないと述べる。さらに経済困難にある家庭は政府の援助を受けることができたとも発言。

未払い家庭の生徒の2020年度の再登録についても問題となり、結局不問となったことを確認したが、こういったケースは承認しないよう求め、理事会理事長として、徴収手続きの実施を訴える（たとえ分割支払対象であっても必要であれば）。

昨年度、コロナ感染症とは関係のないケースで、この徴収方式が使われたと総務部長が説明する。すなわち支払期限を明記した内容証明郵便を未払い者に送付した後、案件は弁護士に委任され、彼が保護者と連絡を取ることになる。支払期限までに支払いがない場合は裁判となり裁判期日が確定する。理事会は、この手続の開始を学校に委任することを全会一致で承認する。もちろん、これは支払いを拒否している保護者に対してのみであって、分割払いを承認されている保護者には関係ない（連帯基金枠の援助が財政難の家庭のために設けられた）。

保護者代表の要請を受けて、校長は、学期中に入学してくる生徒家族のために一時的な支払い措置を設けることを理事会に提案する。すなわち2020年-2021年度については、これらの保護者には出席日数に応じて学費を請求するということである。

理事会は全会一致でこれを可決する。

逆に、学期中に日本を離れる家族については、この計算方式の適用を保留としたいとの考えを示し、例外的な状況については、すべてケースバイケースで連帯基金枠において調査検討すると説明。長官はこのやり方を承認する。

5. 校舎拡張計画についての報告

8月31日、経営陣は旧第六小学校利活用に関する北区審査委員会にて、不動産計画に関する説明及び質疑応答を行った。その後、北区から本計画の費用に関する交渉開始に正式に合意するとの文書を受け取った。校長はこの合意に付随する二つの条件について説明する。すなわち本計画には、安全面（旧第六小学校は近隣住民の緊急センター及び避難場所であり続ける）と、近隣住民との交流面という二つの条件が組み込まれることになる。

現在、この別校舎にどの学年を収容するかという選択段階にあり、初等科教員会議及び保護者代表に意見が求められた。初等科学校管理評議会は11月に意見を述べることになっており、その後学校運営評議会（CE）での協議と続く。

校長は、不動産委員会のメンバー構成を見直し、4人の初等科教員を含めるとともに、休暇と休暇の間に委員会を招集してプロジェクトの進捗状況を確認することを同委員会に提案した。

理事会は、全会一致でこの変更を承認する。

将来的に発生する工事等の業務に対応するため、経営陣は事務職部門の再編成に着手したと理事会に報告。購買責任者ポストが作られ、適性を備えた経理部の職員にこれが任される。この職員は、給食部門も含めた発注業務の合理化を図っていくことになる。

また他に必要となる職員については、これから数カ月の間に検討・確定していくことになる。次回の理事会で最初の報告ができると考えている。

6. 2021年度予算編成案

クロード・ウレン事務・経理部長は、本校が委託契約している税理士事務所の変更が予定されていることを報告する。すなわち現在の事務所は、不十分な業務内容に比べ経費が非常に高いためである（この事務所は税務のみを取り扱っており、会計検査は行っていない）。入札公告を出したところ、

3件の会計事務所から応募があり、そのうちの 하나가本校の需要に応えるものであった。リセとしては、現行の契約を解消し（履行日：6月30日）、新たな事務所IKP（インターナショナルスクール分野に詳しい）と2021年1月1日から委託契約を結ぶ予定である。

より充実した委託業務にかかる費用は年間340万円（現在の税理士事務所は450万円）となる。部長は、新事務所は本校の会計処理システムをよく知っていることから、システム変更の必要はないと説明する。

最後に、まもなく現地雇用職員の賃金表の見直しの検討を始めると校長が述べる。その目的は、賃金表を明確にし、合理化するというもので、年間を通して諮問委員会と共に検討していく予定である。組合代表から出された質問に答え、校長は、これは必ずしも結果を出さなくてはならないというものではなく、給与の値下げや経費節減を狙っているわけでもないと明確に述べる。

7. 質疑応答 — 教職員：

- 1- 職員研修費については、人件費の1%が充てられることになっている。2019年/2020年度の研修費用はいくらであったか。2月からの職員研修はキャンセルとなったが、残額はどのように使われたのか。今年度に関しても同様の質問をしたい（今年の研修はまだオンラインでしか実施されていないが）。

職員研修がもはや対面で行われないことから、予算は積立資金に戻される。人件費の1%に当たる引当金からではなく、支払いは研修ごとに行われることになる。もし研修が対面式に戻った場合はこの予算枠が使われるか、残った予算は積立資金に再び戻されることになる。

- 2- ご存知のように幼児・初等科図書室は様々な職員が担当し、その管理方法や知識もそれぞれができる範囲で行われていた。それを批判するつもりは毛頭ないが、図書室の状況はうまくいっているとはいえない。ここを図書室としてあるべき場所にし、また生徒数の増加に鑑みて、将来に向けこの場所を整えていくために、ハーフタイムポストの新設を願い出た。

校長は、前任職員の仕事を批判しないように促しつつも、不手際な質問とは別に、このポスト新設の要請は正当であると述べる。新任の図書教員は図書室運営に関する分析結果を提出したが、それによりポスト増設の必要性が明らかとなった。事務・経理部長は、この規模の小学校には通常2名の図書教員がいるものであると認める。また別校舎の取得を視野に入れると、そこでは図書教員が新たに必要となることから、今ハーフタイムポストを新設することには意義がある。また、昨年度のように非常勤職員を一時的に雇うことを回避できる。

続いて、このポスト新設の緊急性について協議が行われる。校長は、1月からの雇用が適切であると説明する。また候補者については、現図書職員ポストが募集された際の採用会議で、本校の別のポストで勤務する職員が2番目の候補者として挙がっていたことから、採用についての心配はないと述べる。理事会はこれに賛同し、全会一致で2021年1月1日から初等科図書教員ハーフタイムポストの新設を承認する。

質疑応答 — 保護者：

1. 財務規程の緩和

新型コロナ感染拡大に伴う日本への入国制限の状況から見て、年度途中に入学する生徒の授業料を在籍日数に応じて計算するよう保護者全員が要請する。

現行規則では、途中入学であっても入学学期の授業料を全額支払わなくてはならないが、日本に派遣されてくる家族はビザの取得や短期休暇中の引っ越し、日本到着時期や財政面での問題等を調整するのに苦労している。

この件はすでに話し合われた。

2. 企業寄付金制度

企業寄付金制度を通じて登録している生徒数にコロナの影響がみられたか。
これから2年の間に生徒数に関してうかがえる動向はあるか。

この制度枠で在籍する生徒は140名に上り、9つの企業が参加している（参加をとりやめた企業に代わる別の新しい企業を検討中）。この制度は安定しており、来年度は1億7800万円の寄付金収入を予定している（新企業を含めると増加見込）。

3. 給食部門

校長は、この質疑についてはその数の多さとテーマの深さから、本日の理事会では回答を行わず、議事録に文書で回答することを提案する。仏在外教育庁長官は、給食部門の改善プロジェクト策定にあたる検討グループを設け、次回の理事会で発表するよう提案する。
この検討グループのメンバー構成がここで決められる。すなわち、校長、事務・経理部長、管財責任者、4名から6名の保護者代表（総合的な見通しを示すため理事会の保護者代表を含む）が選出された。保護者代表理事及び教職員代表理事もこれに同意し、理事会は全会一致でこれらの手続き及び委任事項を承認する。

校長は、2020年2月の理事会で確約した事項に基づき昨年より着手した改革等についてまとめる。

- 食券メニューは構造的赤字を解消するため、業務縮小の対象となった。
- 昨年から実施された監査を受けて、給食職員管理のため部門の再編成が行われた。
- 食堂での待ち時間を減らすため、副校長が食堂利用時間のバランスを考えた中・高等科授業時間割を作成した。
- 購買責任者の選任により、発注管理の改善を目指すことができる。

必ずしも目を引くものではないが、これらは改善に取り組む経営陣の意欲を表している。

長官は参加者に謝意を示し、次回の2月の理事会には出席し、不動産計画に携わりたいと述べる。

20時30分、閉会となる。

質疑応答への回答文書

3.1 給食サービスに関する進捗状況

請求プロセスの変更や給食職員組織の見直し、また前回理事会以来変更された点等について進捗状況が知りたい。

→ 職員管理に関していえば、監査、研修、業務改編といった大きな業務が引き続き延長して行われているため、現在のところ請求プロセスの変更はない。また食券メニューの縮小に伴って、フードトラックがリセの駐車場で昼食の販売を開始、固定客もいるようであるが、本校はこの販売から一切利益を得ていない。

3.2 食材調達に関する新方針についての総括

2019年6月6日の学校運営評議会の際に、給食で使う食材の調達地域を広げることが決まった。これについての総括、特にこの措置の決定時に予測（約束？）されていた節減額等は、2019年-2020年度の一学期末に報告されることになっていた。

(参考までに、この2019年6月6日の学校運営評議会で提出された保護者会の質問に対するリセの返答をご覧ください)

2019年6月6日学校運営評議会議事録抜粋：

保護者提出質疑 1：

食材調達地域を変更する前に、現在と比べてどの程度の節約が可能となるのか数字を出してもらうことはできるか（特に、小売業者を通さずに地方の（有機）農業生産者から直接買い付けるというリセの提案について）。

欧州連合の規則を日本からの食品輸入に当てはめるのは適切なのか。決定を裏付けるような他の科学的な根拠はないのか。

リセの返答：

段階的に分析をしていく予定であるが、一学期末には最初の報告ができるであろう。産地直送を選択し、バラエティーに富んだ旬の生産物を購入する。また地方の生産者と取引をし、可能であれば有機農産物を優先する。

有機または地方の旬の生産物の価格は、気候条件等によって定期的に変動する。そのため前もって調べることは難しい。なぜなら次年度の値段は調査時とは必ず違ってくるからである。だが一学期を終えて、前年度の同時期（学期）との比較分析を行うことはできるであろう。しかし、生鮮食品は地方で購入した方が安いと本校の食品業者が保証したことは確かである。また価格が安くなることに加えて、地方や東北で購入することは、次のことを可能にする。

1. 衛生面での保証（農薬等の確認がしやすい）
2. 給食メニューに旬の食品が提供できる（青森のりんご、茨城のいちご）
3. 乳製品がバラエティーに富む（群馬生産のフランスブランドヨーグルト）
4. 給食メニューに有機農産物が増える（埼玉、千葉等）

欧州連合は十分に強化された検査基準を根拠としている。日本の東北地方の食品の輸入を一部または全面的に禁止しているのは、世界で中国と韓国のみだということを申し添える。

3.2.1 この分析総括は実施されたのか。

→ 2020年1月の評議員会議事録参照のこと。すなわち“食料品の購入地域を拡大したことで原料費は減少したが、生徒数が増えたことによって総額が大きくなっており、原料費が削減されたことがみえなくなっている”。

また学年度後半の給食サービスの中止により、より詳細な総括ができなかった。

3.2.2 本校サイトの食材調達リストは更新されているのか（ニュージーランドのバター、中国のしょうが、人参などが現在記載されている）。

→ されていない。広報担当に更新を依頼する。

3.2.3 同様に、地方の生産者と取引をするという話はどうなっているのか。また有機農業生産者との取引は？ 現時点で有機食材を使った給食メニューはサラダのみである（2020年9月25日の給食検討委員会でジョルジュ氏が報告）。

→ 引き続き有機農業生産者及び地方生産者を探しているところである。現在、高崎の養鶏場及び日本の有機野菜を取り扱っているフランス人代理業者の二つの可能性を模索している。予算内で有機食材を増やしていけたらと考えている。

3.3 2019年/2020年会計年度の詳細な財政状況について

3.3.1 前会計年度を終え、給食部門の財政状況はどのようなになっているか。

- 給食費の収入 / 支出
- カフェテリア食券メニューの収入 / 支出
- 1食分の原価

→ 350円から450円（食料品） / すべての支出を含め992円（人件費、光熱費等）

3.3.2 給食部門の月毎の収支分析はあるか。あるのであれば、9月の分析結果はどのようなものであったか。

→ 現在はないが、今後は新会計事務所が開発したシステムにより月毎の収支分析ができる予定である。任命された購買責任者も発注管理を改善してくれるはずである。

3.3.3 カフェテリア食券メニューの終了にあたり、これが財政面に与える影響について算定シミュレーションは行われたか。期待すべき節減効果はどのようなものであったか。

→ 節減はこのサービスにとられていた人件費の赤字に反映される予定である（1.5ポスト）
（保護者代表はより詳細な回答がほしいとしたため、秋休みの後に議事録に掲載する予定である）

3.4 法律

仏在外教育庁管轄校として、リセは学校給食に関するフランスの法律を遵守しているのか。

→ していない。

3.5 給食の納入業者との交渉

3.5.1 誰が給食部門の納入業者と交渉しているのか。

→ 現在まで料理長が交渉している。

3.5.2 主となる業者は一つしかないのか。それとも複数の業者がいるのか。

→ 複数の業者がいる。

3.5.3 以下に挙げる問題について、定期的にまた頻繁に業者を競合させているか。

- 価格
- 品質 (栄養、味、有機生産物等)
- 地方の生産物かどうか
- 産地直送かどうか

→ 今までは実施していない。

3.6 食堂で、個人電子カードを使用することを考えたか。

これは、以下のことを可能にするものである。

- 食堂での人の流れをスムーズにする
- 給食を食べたかどうかをチェックする

- 食品の無駄を省きつつ、メニューを選べる：前もってメニューを選ぶ（締切は決める）ことにより、生徒（高校生と中学3年生）から提起された問題（2回目のサービスとなる13時に昼食時間が設定されており、二つのメニューのうちすでに残っていないメニューがあるため、食堂を利用せず外で食べることになり、食材の無駄が出る）の解決につながる。

指摘：このシステムを図書の貸出にも利用できるかもしれない。

→ 個人電子カードは食堂の物理的構造のため全く効力をもたない。幼児科では給食利用が義務となっており、初等科・中等科の給食利用生徒は全体の90%に上ることから、利用をチェックすることの意味がなくなってくる。また給食費請求は食事ごとではなく、学期払いである。その上、予めメニューを選択するというシステム管理にかかる費用は、本校の給食運営（毎日、1200食のフランス料理をリセの厨房で作る）に鑑みて全く経費節減にならない。

5. 2019年/2020年度の学費未払い

- 2019年-2020年度の2学期及び3学期（1月～3月/4月～6月）に、授業料を支払わなかった（一部または全額）生徒は何名か。また仏奨学金（学費の一部を補填）及び/または連帯基金、またはその他の支援を申請したケースについて詳細を教えてください。
- これらの未払い金の総額はいくらになるか。
- この状況をどのように解決するつもりか。

→ 本日の議事で返答済（上記参照）

仏在外教育庁長官（理事長）

オリヴィエ・ブロシェ